

令和7年度長野県産業水素利活用推進事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う長野県産業水素利活用推進事業を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度長野県産業水素利活用推進事業委託業務

2 業務の実施期間

委託契約の締結日から令和8年3月31日までとする。

3 業務の目的

国では、令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、令和6年10月に「水素社会推進法」を施行するなど、将来的な水素等の利活用の実現に向けた取組を進めているところだが、県の産業においては、水素をエネルギーとして利用している事例は少ない。

その原因として、県内には商用の水素ステーションが長野市内に1か所のみと身近に水素供給を受けられる環境が十分に整備されていないこと、化石燃料と比較して価格が高いことなどが挙げられる。

一方で、県内産業が持続的に発展していくためには、「産業の脱炭素化」、「エネルギー自立」、「新たな経済成長」といった観点から、水素等のクリーンエネルギーの利活用を進めていくことが肝要。そこで、県では、産学官連携で水素利活用を推進していくため、令和7年3月に「信州産業の未来をつなぐグリーン水素プロジェクト（以下「水素プロジェクト」という。）」を決定したところ。（水素プロジェクトについては別添のとおり）

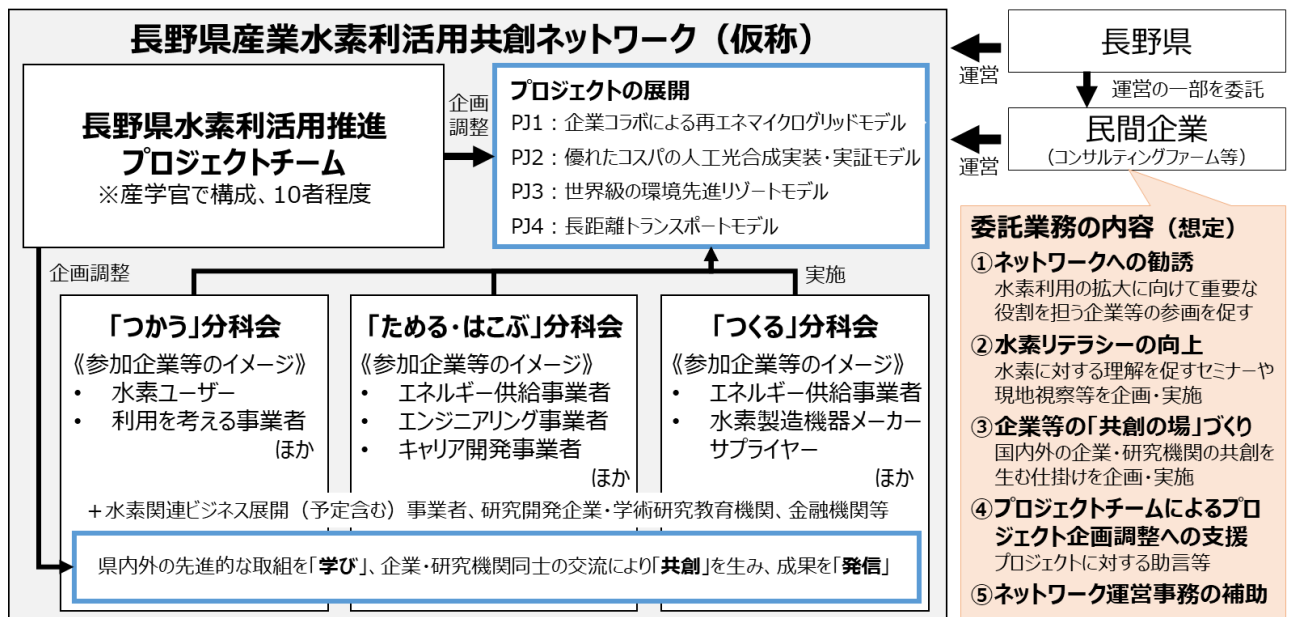
令和7年度は、水素プロジェクトに掲げる取組指針として「産学官のネットワーク構築」「プロジェクトの展開」「山梨県等との連携」を行うこととしている。本委託事業では、これらの一部の取組を行い、県内産業における水素利活用を推進することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 「長野県産業水素利活用共創ネットワーク（仮称）」の運営

県では、県内産業の水素利活用を産学官で推進するため、「長野県水素利活用共創ネットワーク（仮称）（以下「ネットワーク」という。）」を立ち上げ、運営する。

＜ネットワークのイメージ＞



受託者は、以下について実施する。

ア ネットワークへの企業等の勧誘

ネットワークでの活動をより有意義なものとするため、水素供給を担う企業や水素のユーザーとなり得る企業など、県内での水素利活用の拡大に向けて重要な役割を担う企業・機関の参画を促す必要がある。そこで、受託者は、ターゲットとなる企業等を訪問の上、ネットワークへの参画を勧誘する。なお、勧誘先については、アポイントメントの方法を含め、県と協議した上で決定する。

【成果目標】 ネットワークへの参画企業等の数 30 者以上

イ 県内産業の「水素リテラシー」向上に向けた取組の企画及び実施

現状では、県内商用水素ステーションは1か所のみとなっており、水素に身近に触れる機会が少なく、水素をエネルギーとして利用する県内企業の増加を進めるにあたっては、まずは県内産業の水素に対する理解を促す必要がある。そこで、受託者は、ターゲットとなる企業等を対象に、セミナーや現地視察等を開催し、水素リテラシー向上に向けた取組を行う。

【成果目標】 リテラシー向上に向けたイベント開催数 4 回以上

ウ 企業・研究機関等の「共創」を生むイベントの企画及び開催

水素の利活用を県内で進めていくためには、供給事業者と利用事業者の具体的な取引を生み出すことと併せて、企業や研究機関が連携した県内での新たな研究開発や事業の創出を促すことが重要となる。そこで、受託者は、それらの「共創」が生まれるようなイベントを企画し、開催する。なお、イベントは、水素・燃料電池分野で先進的な取組をしている山梨県と連携した内容とする。

【成果目標】 イベント開催数 1 回以上

エ 「長野県水素利活用推進プロジェクトチーム」による企画調整に対する支援

水素プロジェクトでは、ネットワーク内に「長野県水素利活用推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）」を構成し（プロジェクトチームは産学官で構成し、10 名程度を予定）、当面は以下の4つのプロジェクトの推進に係る企画調整に取り組むこととしている。

- ・企業コラボによる再エネマイクログリッドモデル
- ・優れたコスパの人工光合成実装・実証モデル
- ・世界級の環境先進リゾートモデル
- ・長距離トランスポートモデル

いずれのプロジェクトもプレーヤーや取組等の内容を具体的に深めつつ、適切なアクションにつなげていく必要がある。そこで受託者は、プロジェクトに対する適切な助言等を行う。

オ 運営事務の補助

会議開催や企業訪問を行う場合には、その準備（日程調整、会場の設営補助）、議事録作成を行う。

(2) 中間報告

受託者は、(1)の業務について、令和7年12月31日までの取組実績を取りまとめ、令和8年1月16日（金）までに県に報告すること。

(3) その他本業務の推進に資する取組

受託者は、長野県の水素利活用の取組に係る効果的なPR手法の検討など、本業務の効果的な展開に資することを目的として、本仕様書に定めのない取組を提案し、委託者と協議の上で、実施することができる。

5 成果品

契約書第7条で規定する業務完了時に提出する成果品とは以下のとおりとし、令和8年3月

31 日までに印刷物及び電子データの入った媒体双方を産業政策課に提出すること。

- (1) 令和 7 年度長野県産業水素利活用推進事業実績報告書（様式第 1 号）
- (2) その他、県が必要と認める書類

6 スケジュール

概ね以下のとおりとする。

時 期	～R7.6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3
4 (1) ア				○						
4 (1) イ				○						
4 (1) ウ				○						
4 (1) エ				○						
4 (1) オ						○				
4 (2)								○		
5										○

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、善良なる管理者の注意をもって処理し、その業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 作成物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (3) 個人情報保護法や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の順守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 個人情報の保護（取得、管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めることとする。
- (7) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (8) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 4 に掲げる業務内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

(様式第 1 号)

令和 7 年度長野県産業水素利活用推進事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

商号又は名称
代表者 氏 名

令和 7 年 月 日付けで委託契約した令和 7 年度長野県産業水素利活用推進事業委託業務が完了したので、委託契約書第 7 条の規定により別添のとおり報告します。